

第2回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成28年11月24日

9:30~

場所：本庁舎3階大会議室

1. 会長あいさつ

(要旨)

- ・ おはようございます。前回の第1回の会議は、第4期の発足の回であった。これまで関わっていただいている委員の方に加えて、2人の新しい委員の方の参画を得て、第4期をスタートした。
- ・ 今回の会議では、最初の年度の各事業の中間報告を各担当部署からの説明を受ける。それぞれの立場から忌憚なきご意見をいただきたいと思う。

2. まちづくり基本条例推進計画の中間状況報告

(1) 全体進行の説明

資料説明：事務局

- ・ 事前配布資料の確認
- ・ タイムスケジュールの説明
- ・ 質疑のポイントの説明

(2) 個別事業の進捗状況報告

①地域コミュニティのしくみづくり支援事業（地域づくり支援室）

資料説明：事務局

- ・ 地域予算制度（案）
- ・ 地域の担い手育成研修
- ・ 地域まちづくり協議会の設立 等について

委員：地域リーダー養成の研修はどのようなものか。

担当室：まちづくり協議会の代表・役員以外の方で、次のまちづくりを担うであろう人と地域担当職員を合わせて40名を対象に行った。内容は、合意形成のしくみについて話し合いを行い、楽しく合意形成ができるようなしくみはどのようなものか体験しながら行う研修である。どうしても、まちづくり協議会の役員はやらされ感があったり、役が回ってきたからやるということが多いようであるが、楽しくやるためにはどうしたらよいかについて研修で感じていただいた。

委員：研修に参加する人を決めるときには、まちづくり協議会で議論となった。当番制で役員となっているので、せっかく研修を受けても、この後もまちづくり協議会の活動に参画しないともったいないということなどの意見が出て、人選が難しかった。

会長：人選の方法は各まちづくり協議会に任せただけか。

担当室：はい。研修に参加するということは、次のリーダーにならないといけないと責

任感を感じるとの意見もあった。しかし、そうではなく、研修会に参加した方のうち1～2名でも「地域でがんばってみようかな」と目覚めてもらう、スキルアップだけではないリーダーの発掘も目的としていた。

委員：私の地域のまちづくり協議会からもファシリテーターの養成研修に2名が参加した。私の地域で参加いただいた人については、まちづくり計画の作成に携わっている人で、やる気のある人に参加いただいていると思う。

1回限りの研修ではなく、今回参加した人が次の研修にも続けて参加することで、ステップアップしていくようなものであってほしい。地域を担っていってくれる人が育ってくれるような研修としていてほしい。体系的な研修カリキュラムであってほしいと思う。

担当室：段階的な研修であり、6段階の構成になっている。体験型の研修とすることで、身につくものにしていきたいと思っている。引き続き、来年度も研修を行っていく予定であるので、皆様方のご参加をお願いしたいと思う。

委員：できる限り、同じ受講生を対象としていることが伝わる募集の仕方をしてもらいたい。

会長：研修の目的として、ステップアップさせていくことと、裾野を広げることの2つのパターンがあると思うが、今回実施した研修は、両睨みをしたものであったと思う。来年度以降も両睨みは必要になるかもしれない。四日市市でも半年間で7～8回の地域リーダー養成の地域マイスター講座を行っており、10年近く開催している。残念ながら、参加者は高齢の方が多く、30万人都市で30～40人の養成数なので、確実に何人かは地域での活動をされていると思うが、なかなか地域リーダーが育たない現状にあると思う。

委員：地域での活動を行いながら研修を受講していくとよいと思う。

会長：四日市市では、研修の内容を徐々に変えていっており、アメリカの実践プログラムを参考にしている。アメリカでは、自分でお金を稼いできて、そのお金で公共的な事業を地域で行うという実践プログラムを行っている。四日市市の講座ではお金を稼いでくることまではしないが、そういったことを目標にしている研修プログラムがあり、参考にしてもらうこともよいと思う。また市民活動応援券制度にも活用できないかなと思う。

委員：私は受講した1人であるが、何回も同じ顔の人が集うということが大事であると思う。研修の前半から後半にかけて段々と慣れてきて、自分の意見も出やすくなったように感じた。繰り返すことで、他の地域の人でも同じようなことをやっている人、仲間がいることを知ることが大事であると思う。仲間をつくって一緒にやっていくことで、励みにもなると思う。

会長：同じ志しのある人がいることがわかるだけでも大事であると思う。

担当室：参加者の交流が進む研修であったと思う。今後の活動予定にも記載してあるが、今回の受講した人がもう一度集まってはどうかという意見が出た。年度内に再度、受講生に集まってもらって、講習の振り返りなどを行う場を持ちたいと考えている。

委員：とてもよいことだと思う。

会長：地域予算制度についてはどうか。

委員：今までは補助金であったが、これからは交付金になるということか。

担当室：そうである。

委員：補助金と交付金の違いは何か。

担当室：一定の目的をもった個々の事業にしか利用できないのが補助金であり、交付金はもう一つ大きな枠組みの中で利用できるものである。そのため、交付金のほうが地域に裁量がある。

会長：定義でいうと、補助金は、市がやらなくてはいけないことを、市ではできないので、補助金という形で地域に代わりに実施してもらうものであり、交付金というのは、補助金の枠をなくし、地域で活動したい内容に合わせ使い勝手よく使ってもらうものである。

委員：どのようなことに利用してもよいのか。

担当室：まちづくり協議会条例の第5条に該当するものであれば、構わない。

委員：交付金を使わなくても構わないか。

担当室：交付金も法律上は補助金の1つであるため、年度ごとに精算を行い、余った分については返還いただくことになる。

委員：基金の場合も同じか。3年後に事業が実施できなければ返すということでしょうか。

担当室：そうである。

委員：今の補助金も具体的にどのメニューに対して補助をするという指定はなく、自由に使えていると思う。従来通りであると感じるがいかがか。

担当室：特定の目的に基づいた助成制度が補助金であるが、交付金はまちづくり全体を考えた中で、地域で自由に使ってもらうものである。

委員：従来の地区コミュニティ活動費補助金の使用目的ははっきりと明示されていないので、交付金になった場合でも、従来の制度とあまり変化がないのではないかと。健康づくり支援事業については、敬老会を扱っているものであると思うが、大きな枠組みとなった場合でも従来通りのものであると考えるがどうか。

担当室：健康づくり支援事業は、敬老会を扱っているものではない。昨年度、敬老会事業は市としては廃止となったが、急に廃止となると、今まで事業を実施してきた地域で混乱が生じる可能性があったことから、その額がいくらかという積算根拠をつけて、地域コミュニティ活動費補助金に加算した。

委員：運用については、現在と変わらないと思うが、いかがか。

担当室：補助金は人件費に充てられなかったが、交付金では人件費に充ててもよいこととした点が大きく変わった。提出書類等の簡素化もできる限り行いたいと考えている。

委員：ぜひ提出書類等の簡素化をしていただきたい。

地域活性化事業補助金は公募型なので、地域で事業を考えて応募をしていたわけであるが、それが今回、交付金に組み込まれるわけであるので、極端に言えば、汗をかかなくてもよいということか。

担当室：活動をしているので、汗はかいていただいていると思うが、地域活性化事業補助金というのは、地域まちづくり協議会が設立されて、新たに事業を行う際の助成制

度として設けた。つまり、地域まちづくり協議会になれば特典があるというインセンティブの補助金であった。

委員：その当初の補助金をもらっていた時期を過ぎた後の活動についてはどうであるか。おのずと交付されると考えてよいか。

担当室：はい。地域活性化事業補助金の募集件数については、平成 26 年度が 4 件、平成 27 年度が 6 件、平成 28 年度が 5 件であった。なかなか増えていかない現状である。また、助成の上限は 30 万円となっているが、1 団体あたりの平均助成額は、平成 26 年度が 8 万 5 千円、平成 27 年度が 19 万円、平成 28 年度が 21 万円となっており、全額は使っていただけていないという現状がある。そうしたことから、今年度は全地域でまちづくり協議会が立ちあがったことから、地域内で議論してもらって、自由に活用してもらうことを主眼としている。また、まちづくり計画を各まちづくり協議会にお願いをしているので、まちづくり計画のほうにも使っていただけるようなものにしたいということで、交付金に包含する予定である。

委員：事務局体制の強化とあるが、この図では強化につながらないと思うがいかがか。事務局体制の強化が、一番大切であると考えている。

担当室：事務局体制の強化とは、人件費にも充当できるということで、その範囲内で自由に使えるため、強化につながると思う。今はボランティアでやってもらっている役員の方がほとんどであるが、人件費として活用いただけると考えている。

委員：庁内での合意は得られているか。また、各まちづくり協議会へ説明をするのは年度内くらいか。

担当室：得られている。説明は年度内になると思う。

会長：使い勝手のよいものになると思う。しかし、逆に地域の責任が重くなる。地域としては、どんな事業をしていくかの合意形成が必要となる。まちづくり計画を作る中で地域毎の事業の強弱が出てくるのではないか。来年度から開始したとしても、改善も含めて、もう少し時間をかけて定着させていくものであると考える。

委員：事務局体制が重要となる。また、提出書類の簡素化をお願いしたい。現在の補助金に関する提出書類はとても厚く、事務局への負担が大きい。交付金で使用不可となる経費はあるのか。

担当室：食糧費については一部制限をする予定である。会議に出す弁当代やお茶代程度には使用可能とする予定である。コンプライアンスとして、お酒や役員のみでの会議での飲食代への使用が住民の人に理解が得られるかという点があると思う。

委員：食糧費以外の制限はあるのか。まちづくり協議会が事業を実施するにあたって、先に市へ伺いをたてる必要はあるのか。

担当室：項目ごとに説明をさせていただく予定をしているが、事業を実施するにあたっての伺いは不要である。基金の積み立てにおいて、次年度に繰り越す場合は、何年度にどんな事業をするかの計画に基づいてやっていくことを計画に記載する必要がある。

委員：まちづくり協議会に自由に使える予算がつくことは、地域の活性化につながると思う。一方で、まちづくり協議会に責任が生じる。そのためには、人材育成の研修は重要であると思うので、スキルアップ等の研修を今後も行ってほしい。次のリ

ーダーの育成にあたっては、60歳～70歳の男性を中心に考えるのではなく、女性の参画も考えていってほしい。

会長：地域の女性が多く関わるPTAとの連携が大切であると思う。

担当室とまちづくり協議会で意思疎通を行いながら、後期の取り組みを進めてほしい。

②市民参画協働事業（協働の仕組みの見直し）（共生社会推進室）

資料説明：事務局

- ・現行制度の課題の検討
- ・協働事業の実施

委員：まちづくり協議会との協働について、どういう形でのしくみを作っていくのか、また今の制度に適用できるのかの検討をお願いしているわけであるが、今回の検討委員会の中で議論されるのか。また、たたき台くらいはできているのか。

担当室：まちづくり協議会との協働については、地域づくり支援室の意見も踏まえながら進めていこうと考えている。既に担当室とまちづくり協議会の間で、制度上ではない協働を行っていただいているので、関係づくりはできていると考えている。

委員：誤解があるようである。まちづくり協議会の運営については、一括交付金となることも大きな要素であると思うが、まちづくり協議会だけではできないことを行政として応援をしてほしい。その協働を地域づくり支援室とやっているかということ、実は何も協働していない。

きちんとそれぞれが行う範囲を明確にしておかないと協働にならないと思う。地域をよくしていくために、地元でできる部分とできない部分をお互いにノウハウを出し合ってまちをよくしていこうというものである。

会長：共生社会推進室は事業の取り組みをみていると、まちづくり協議会というよりは、市域全域で活動している団体やNPOを対象にしている。まちづくり協議会が設立されて、まちづくり協議会が「この地域にこのような活動を行いたい」ということで、協働提案をしてきたときに、この枠組みの中で受け入れることができるかどうかという検討をこれからすることになると思う。地域づくり支援室とすり合わせる必要があると思うが、地域づくり支援室では、補助金を交付金化し、自由に予算執行できるようにしていくわけであるが、「それでも足りない、できない」という場合に市に提案をすることができるのかという検討が必要であると思う。

委員：まちづくり協議会との協働は地域づくり支援室を必ずしも通すものではないと思う。

会長：単独の事業であれば、まちづくり協議会の方で交付金を活用して実施するものだと思うが、例えば、複数のまちづくり協議会、NPOとまちづくり協議会、市民団体とまちづくり協議会という事業の展開はあると思う。それぞれを繋ぐものとして行政があり、協働事業の資金が活用できるとよい。

委員：その枠組みをきちんと作ってほしい。

会長：来年度の事業は既に決まっているのか。

担当室：市民提案が1件あった。文化、子どもの教育という観点から能をテーマとした協働を行う。新たな文化と子どもの育成として文化スポーツ室と協働で事業を行う予定をしている。

委員：亀山市にはNPOや市民団体が少ないと感じるがどのくらいの数があるのか。

委員：市内には約200の団体がある。

行政提案の受け手となる、対応できる団体がなかなかないのが現状である。また、市民団体から提案しても、市役所のどこかの部署と結び付く必要があり、連携する部署が決まらないことも多い。

会長：本音であれば、担当部署としては仕事が増えるからやりたくないのではないかと。ただ、それをやることによって将来的には、市民に任せることができ、市役所の仕事は市役所にしかできない仕事に絞られていくものだと思う。

委員：最近は申請件数が減ってきている。プレゼンもしないといけないということもあり、ハードルが高い。

会長：エントリーはできるが、プレゼンを行う必要もあり、市民団体等からすると躊躇してしまうのではないかと。

担当室：提案時と事業終了後の報告会で発表をいただくこととしており、ハードルが高いとの声もお聞きするので、検討委員会では使いやすい制度についても検討を行っている。

③市民活動応援事業（共生社会推進室）

資料説明：事務局

- ・市民活動応援券制度の実施
- ・現行制度の見直し

委員：実際に活動をされている方は計画を立てて活動を行っていたし、よい交流にもつながっていると思う。

委員：団体では1年間貯めた応援券を翌年の備品など、活動するための経費として使用している。私はまちづくり協議会として配布する方と、市民団体としてもらう方の両方の立場であるが、まちづくり協議会の行事等のお礼として使用する場合には、お願いする団体が限られてくる。なかなか個人で活動している方を招くことができない。みんなに公益性のある団体に限られてしまう。

委員：個人への活動に対しての配布が広がらない。高齢者の家で電球交換を行った際のお礼として応援券が使えるとよい。困ったお年寄りをこの制度で少しでも救えるとよいと思う。どこまでの範囲での流通を目標とするのかを見直さないといけない。

委員：現在は、まちづくり協議会のみへの配布となっている。

委員：まちづくり協議会が団体に行事に参加してもらって配るときもあれば、個人へ配布する場合もある。個人へ配布した場合は、応援する団体へ渡すことになるが、違うことに使いたいと思う市民もいると思う。もっと広がっていかないと市内に流通しないと思う。工夫が必要である。

委員：個人の方が電球の取り換えで使えることが知られていないのではないかと。

会長：最終的に団体のところへ応援券が届かない限りは、換金ができない。導入当初は地域通貨とすることを目標としていた。まちづくり協議会へ配布をするが、ぐるぐる地域の中で回って、団体へ集まることになる。個人の活用を促進させるために、シルバー人材センター等を積極的に利用することも一つの方法だと思う。

まちづくり協議会は自ら配布する側であるが、登録団体にはなっていないのか。

委員：現在のところ、登録団体にはなっていない。

委員：個人に1枚ずつ配布し、地域で複数人集まって使うなどの工夫について以前報告があった。使い方は自由であるが、私の地域でも3人~4人のグループを作って使用していたことがあったと思う。

委員：それは文化や芸能の分野でしか使われていない。個人宅のごみ出しや電球交換などのお礼にも使うようになってほしい。

会長：それが地域通貨の本来の目的であると思う。地域でもっと流通されることを目的とすると、個人利用をどこまで、そして集約する団体をどこまで広げるかがポイントになると思う。このことについて、検討委員会での議論はないか。

担当室：個人利用を広げることは重要なポイントであると思う。福祉目的での利用については、団体登録をしない方が多い。ごみ出しや電球交換をするなどのお手伝いをしてくれる人はボランティアで行っており、なかなか応援券を受け取ってくれないとの意見が出ているので、なんとか利用していただけないかと考えている。

会長：それでは事業として続かないと思う。そういった方は福祉団体へ応援券を手渡すなどの方法もあるのではないか。

委員：ボランティアだから応援券がいらないのではなく、使い方を知らないからいらないのではないか。

委員：団体として登録するためには、規約や名簿等の作成が必要であり、ハードルが高い。

会長：ボランティア団体では、なかなかハードルが高いかもしれない。

委員：市民活動応援券の名前には「市民」とついているので、もっと市民が利用できるものでないといけないと思う。女性の方の意見を聞かないと新しい提案が生まれてこない。女性の方の意見も聞いて、個人利用が進むように考えてほしい。また、事務を簡素化しないといけないと思う。

会長：女性が使いやすいものにしていくなどの観点も必要ではないか。使い方の事例の公表等の計画はあるか。

担当室：前の審査検証委員会においても使い方事例の公表をという意見があり、コミュニティ向けには公表をしている。一般向けにはまだまだ事例が浸透していないところもあるので、一般向けに公表していきたいと考えている。

まちづくり協議会でも工夫して利用していただいているところもあるが、まだまだ利用がされていないまちづくり協議会もある。その良さをもっとPRしていきたいと思う。

会長：全国的にみても亀山市にしかない制度なので、地域通貨の仕組みとして運用できなかったら、日本全国どこにおいても絶対に地域通貨は運用できないと思う。

委員：コミュニティに浸透してきたら、今度は次の段階へと順次広げていけたらよいと思う。

委員：個人として利用できる事例を広報に載せたらよいのではないか。

委員：まちづくり協議会独自の使い方ということもあると思う。

会長：拡がる可能性の高い事業であると思う。来年度も続く事業であり、登録団体も10団体増えたということであるので、今後はもっと地域通貨的な使用にも繋がっていくと思う。まずは、広報・周知が重要であると思う。

④まちづくり基本条例との整合の検証（企画政策室）

資料説明：事務局

・整合マニュアルの改訂

委員：パブリックコメントの対象のみを公表するとのことであるが、パブリックコメント対象外のリストは作成するのか。

担当室：作成している。パブリックコメント対象外も含めると300～350件程度ある。内規の改正等についても作成している。そこまで見ていただく必要があるのかを議論し、年に20件ほどあるパブリックコメント対象のものから実施したいと考えた。

委員：パブリックコメント対象外のリストについては公表しないが、この検証委員会に20～30件をピックアップして公表することは可能か。

担当室：ジャンルを区切って報告することは可能であると思う。

会長：年間報告のような形で、パブリックコメントを実施したもの、またそれ以外のもので何件のチェックをしたかを報告してもらおうほうがよいかもしれない。

委員：パブリックコメントへの意見は多く出ているのか。

担当室：テーマによって、意見の数は異なる。自分と関わりがあるか、実影響があるかどうかによって意見をするかどうかということになっているのだと思う。

委員：パブリックコメントの意見については、個々に回答があるのか。

担当室：個々に回答はしない。まとめて回答を行う。

3. その他

次回の推進委員会については、平成29年度4月～5月に開催予定である。